平成２６年（フ）第２４１号
静岡県富士市五貫島412番地の98
債務者　佐野　和伸
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第２６７号
静岡県富士市柚木125番地の４　コーポ久能302号、前住所静岡県静岡市清水区蒲原３丁目22番２号
債務者　佐藤　照代
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第１６５８号
名古屋市中川区吉津３丁目1004番地　松下荘Ｔ－３棟402号
債務者　房**桼**子こと　鄭　　**桼**子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３２１号
愛知県稲沢市祖父江町四貫堤外１番地60
債務者　林　　耕太
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２７年（フ）第１９号
兵庫県洲本市五色町鳥飼浦2152番地
債務者　高鍋　妙子（旧姓角村）
1　決定年月日時　平成27年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第２７２号
香川県東かがわ市白鳥269番地１　リベルテエスパース306号
債務者　倉橋　　一
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第２７６号
香川県高松市十川東町587番地１　ニュークレインハイツＢ－101
債務者　美濃ひとみ（旧姓河北）
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１５４２号
福岡市城南区友丘１丁目５番18－102号
債務者　川村　京子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６１７号
福岡市城南区金山団地31番502号
債務者　川野　俊則
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６１８号
福岡市城南区金山団地31番502号
債務者　川野　敏子
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６４６号
（住民票上の住所）福岡県糟屋郡粕屋町花ヶ浦４丁目16番24号　吉原コーポ　202号
債務者　川本　　恵
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６７４号
福岡県春日市桜ヶ丘１丁目20番地　インテンド的野502号、前住所福岡県春日市須玖北７丁目120番地　シティバル春日504号
債務者　濱田　悦子（旧姓小松）
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６７８号
福岡市東区唐原５丁目４番１－203号
債務者　松田佳代子（旧姓川谷）
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６７９号
福岡市東区唐原５丁目４番１－203号
債務者　松田　知浩
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６８７号
福岡市博多区南八幡町２丁目３番15－105号
債務者　佐藤八千代
1　決定年月日時　平成27年12月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６８９号
福岡市博多区那珂３丁目19番２－404号
債務者　田淵　洋子（旧姓大野）
1　決定年月日時　平成27年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１６９１号
福岡市南区的場２丁目８番2405号
債務者　荒木　　孝
1　決定年月日時　平成27年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月８日まで
福岡地方裁判所第４民事部